

2017（平成29）年9月6日

住所 横浜市 区

職業

ふりがな  
氏名

印

## 住 民 監 査 請 求 書

### 第1 請求の要旨

#### 1 請求する措置の内容

横浜市長に対する、

「カジノ施設の設置運営を目的とする事業者に対し、山下ふ頭地区所在の横浜市有地を払下げ又は貸与してはならない。」旨の勧告を請求する。

#### 2 請求の理由

##### (1) 横浜市有地がカジノ事業の敷地として提供されることが確実に予測される

総面積約47haの広さを持つ山下ふ頭の敷地のうち約70%は横浜市の所有地である。横浜市は、山下ふ頭をこれまでのように物流基地として利用する代わりに、カジノを含む特定複合観光施設（IR）の誘致によって再開発することを計画している。この目的のため、市有地を払下げまたは貸付けることが以下のとおり確実に予測される。

##### ア カジノ法制的準備状況

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（以下「IR基本法」という）が2016年12月15日成立した。政府は、同法の実施のために必要な事項を定める法律（以下「IR実施法」という）の大綱を既に確定し本年中に成立させることを予定している。

IR実施法が成立すれば早急に、IRを設ける自治体と事業者を認定し、早ければ2023年度に開業させることが政府のスケジュールである。

ちなみにIR（Integrated Resort）とは、カジノの収益力によって大型会議場など集客力の大きい施設を整備し、それによって更にカジノの集客の増大をはかるという仕組みであり、IRにとってカジノの存在は不可欠である。

##### イ 横浜市当局のIR導入方針

横浜市はIR基本法案の国会審議が始まって間もない2014年12月に「横浜市中期計画2014-2017」を策定し、その中で「進化する国際的な観光MICE都市として、統合型リゾート（IR）や官民パートナーシップの活用等を検討する。」と明記した。

更に2015年2月に策定した「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」の中でも、「新たな施設整備にあたっては…官民パートナーシップの活用やIR（統合型リゾート）の導入などについて検討する」と明記した。

これらの「基本計画」を受けて、2015年9月に策定した「横浜市山下ふ頭開発基本計画」は、山下ふ頭を従前の物流基地から「集客力の高い施設を導入し、賑わいのある場」へと転換するため「民

間のノウハウ・資源・資金等を十分に活用した開発」が必要であると、当該事業の実施に向けては前記各「基本計画」との整合を踏まえて進めることを確認している。

要するにIRの導入によって山下ふ頭を再開発することが横浜市の計画として策定されているのである。

#### ウ 横浜市長らの方針

菅内閣官房長官は、2015年1月2日の談話において「IRは首都圏で1つと思っている。横浜は有力な候補地だ。」と明言した（1月3日付 神奈川新聞）。

林横浜市長は2016年12月9日の市会本会議で「将来に向けて横浜の成長をより一層確かなものとしていくために、IRの導入は必要と考えております。」と答弁し、同年12月15日の定例記者会見においても、同日のIR基本法成立を「経済活性化、観光立国に向けての大きな一歩」と評価した上、「地元経済界と連携して、オール横浜で取り組んでいかなければならない」と述べている。

ちなみに、地元経済界（横浜商工会議所）は2016年11月「IR研究会報告書」を発表し、その中で、「東京オリンピックパラリンピック以降の我が国の成長のエンジンとして横浜IRが早期に実現されることが期待される」と述べている。

2017年7月30日の市長選に際して、林市長はこれらの積極意見に封印をしたが、それはカジノ問題が選挙戦の争点となることを回避するための方便に過ぎないものであった。

#### エ 物流業者との間の立ち退き合意の形成

山下埠頭の土地・建物を使用している物流業者等と、市との間における立ち退き交渉は、既に2014年度中に開始され、これまでに、貸付土地および建物の各面積の約半分について、立ち退きの合意が成立している。

以上のとおり、IR実施法成立後すみやかにIR区域整備計画の認定申請をするため、横浜市長が山下ふ頭の市有地をIR事業者に払下げ、又は貸与することは確実に予測される。

### (2) カジノ事業のために公有地を提供することの違法性

ア カジノの設置は「ギャンブル依存症」、すなわちギャンブルへの渴望や焦燥を抑えられず、ギャンブルとそのため資金を求めることが生活の中心を占め、その他のことに無関心となる精神疾患の患者を必ず発生させる。

ギャンブル依存症が本人の意思の問題ではなく、精神疾患の一類型であることは、アメリカ精神医学会が1980年に明らかにし、世界保健機構（WHO）の第10回国際疾病分類（1992）で確立された世界共通の認識である。そのことは、2016年12月の国会審議において厚生労働省障害保健福祉部長も認めている。

イ 厚生労働省の研究班の発表（2014年8月）によればわが国のギャンブル依存の有病率は国民全体の4.8%（男性8.7% 女性1.8%）に達する。

この有病率の高さは、約1万店にも及ぶパチンコの影響と推定されるが、パチンコ以上に射幸心を煽るカジノがこれに加われば更に悪化することは避けられない。

ウ 「精神疾患」は、今日では従前の4大疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病）とあわせて国民の「5大疾病」の1つとして位置づけられている。

そして、国及び地方公共団体は精神障害者（＝精神疾患を有する者）の「発生の予防」のための施策を講じるべきことが、精神保健福祉法2条により義務づけられている。

エ 公有地を提供することによってカジノ事業を助長することは、ギャンブル依存症の増加を促進するものであって、地方公共団体の「精神障害者の発生を予防する義務」に正面から違反する行為である。

地方公共団体は法令に違反してその事務を処理してはならない（地方自治法2条16項）。従って、横浜市長が山下ふ頭の横浜市有地をカジノを伴うIR事業用地として提供すること（払下げ、又は貸与すること）は違法又は不当として禁止されるべきである。

## 第2 事実証明書等について

かながわ市民オンブズマンが提出する「申立理由説明書」および事実証明書を援用する。

本件監査請求に関する通知は、私宛て個別通知に代えて「かながわ市民オンブズマン」宛て通知でかまいません。

以上